

# 国立大学法人東京医科歯科大学バッジ着用規則

平成16年4月1日  
規則第163号

第1条 本学の役員、職員及び学生が相互にその所属、氏名を識別し、かつ、学外者と判別し易くして学内運営の円滑をはかり盗難等の防止に資するためにこの規則を定める。

第2条 本学の役員、職員及び学生は、学内においては所属、氏名を識別できるバッジ又はネームプレート（以下「バッジ等」という。）を左胸部等の見易い個所に必ず着用しなければならない。

第3条 バッジ等は貸与するものとし、次の部課から交付する。

区 分	交 付 部 課 名
役員並びに戦略企画課、募金室、事務局、統合教育機構、統合研究機構、統合国際機構、統合情報機構、学生支援・保健管理機構、職員健康管理室及び環境安全管理室の職員	総務部総務秘書課
大学院医歯学総合研究科（医学系）、大学院保健衛生学研究科及び医学部の職員、スポーツサイエンス機構の職員、大学院医歯学総合研究科（歯学系）及び歯学部の職員、病院の職員	病院事務部総務課
学部及び大学院の学生並びに附属教育施設の学生	学生支援・保健管理機構事務部 学生支援事務室
附置研究所の職員及び学生	附置研究所事務部

第4条 第2条に基づき交付部課から交付されるバッジ等の様式については、各部局等において定め、総務部総務秘書課に報告するものとする。

第5条 離職、配置換、退学、卒業等の際は、必ずバッジ等をそれぞれの交付部課へ返付しなければならない。

第6条 バッジ等を亡失又はき損したときは、直ちにその旨を交付部課に届け出て、再交付を受けなければならない。ただし、その場合の費用は自己負担とする。

2 亡失したバッジ等を発見したときは、直ちに交付部課に届け出るものとする。

第7条 各部局等の所属長は管下の職員がバッジ等の着用を確実に励行するよう注意しなければならない。

## 附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、現に各部局等において職員及び学生の所属、氏名を表示するた

めに交付しているバッジ、ネームプレートその他これに類するものは、この規則によるバッジ等とみなす。

附 則（平成 21 年 3 月 27 日規則第 31 号）

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 22 年 3 月 23 日規則第 30 号）

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 4 月 15 日規則第 53 号）

この規則は、平成 23 年 4 月 15 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 23 年 9 月 30 日規則第 88 号）

この規則は、平成 23 年 9 月 30 日から施行し、平成 23 年 8 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日規則第 46 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 5 月 29 日規則第 70 号）

この規則は、平成 25 年 5 月 29 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 6 月 19 日規則第 45 号）

この規則は、平成 26 年 6 月 19 日から施行し、平成 26 年 5 月 1 日から適用する。

附 則（平成 26 年 11 月 13 日規則第 118 号）

この規則は、平成 26 年 11 月 13 日から施行し、平成 26 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 7 月 1 日規則第 111 号）

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 29 年 7 月 31 日規則第 108 号）

この規則は、平成 29 年 7 月 31 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和元年 12 月 26 日規則第 131 号）

この規則は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 3 日規則第 67 号）

この規則は、令和 2 年 6 月 3 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 9 月 22 日規則第 93 号）

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。